

市民の会ニュース

第1回口頭弁論

法廷は満席に

去る7月12日午前10時、新潟地裁において、東京電力を相手に、柏崎刈羽原発全7号機に対する運転差止請求訴訟の第1回口頭弁論が開かれました。原告132名、原告訴訟代理人110名、原告団には隣県の長野県、富山県をはじめ、埼玉県や愛知県および、福島県から新潟県に避難してきた住民や今も福島県に残る住民らが参加しています。また、弁護団も、全国弁護団の応援を得ています。

東電は立証責任を果たせ

第1回口頭弁論冒頭の意見陳述として「被告は、事故の拡大を防止するためにあえて被曝を覚悟した労働者、決死の思いで注水作業を執行した消防士、何よりも愛してやまない故郷や家族を失った方たち（なかには家族の遺体捜索もできないまま避難を強いられた人たちも）さらには、自らの



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進

発行元
柏崎刈羽原発差止め市民の会
TEL/FAX
025-383-6335

事業の放棄を余儀なくされ自死した人たち、多くの被害者の人々。この原発事故で自らが選びとるべき人生を奪われたすべての人たちに對して、被告は真摯に情報を開示しなければならぬ」「被告は万に一つも事故に至らないということ自体を立証する責任を負担すべきであり、原告が指摘する危険性について、それを除去できることを証拠によって明確に説明しなければならぬ」と指摘。

法廷に渦巻く不安と怒りの声

冒頭の意見に引き続き、原告の3名が意見陳述を行ないました。本件原発からわずか2キロと言う至近距離に住む、原告団共同代表の吉田隆介さん（63歳）は「柏崎市は、豊かな海山の自然に恵まれ

傍聴券を求め、地裁の前は人でごった返す



ています。陶芸家として、故郷の豊かな自然の環境の中で物づくりをできる幸せを感じてきました。しかし、福島第一原発事故を目の当たりにして、原発の過酷事故が起こる恐怖を現実のこゝとして受け止めるようになりしました。中越沖地震等のダメージを受けている世界最大級の柏崎刈羽原発がひとたび過酷事故を起こせば、私は当然故郷を捨てなければならなくなります。生命や健康に重大な被害を蒙ることになります。このような不安を常に心のどこ

かに抱えるようになりました。」と心情を訴えました。続いて、原発事故により福島県大熊町から家族4人で避難してきた佐藤定利さん（63歳）が意見を述べました。「3月11日、「3月12日、原発事故の状況や放射能汚染の状況について、何の情報も無のまま、避難が始まりました。私は三春町の避難所に5時間以上もかかって到着しました。」

「1号機の爆発は避難所のテレビで知りました。」



東京から海渡雄一弁護士が出席

法廷で東電を徹底追及

言を繰り返しましたが、不安で一ぱいでした。スクリーニングを受けたのは3月18日で『異常ありません』と言われました。ところが驚いたことに、このスクリーニングは、3月14日から基準を10万カウンントに引き上げていた(それまでの7倍以上!)のです。安全を考えて基準を作るのではなく、現実の汚染に合わせて



裁判が終了後、白山会館にて報告集会

基準を変更する人命軽視の対応は絶対許すことができません。」と話されました。生活基盤が一瞬にして根こそぎ奪われた怒りの声に、法廷は静まり返りました。

静寂(じじみ)に響くすすり泣き

原告の最後には、いわき市から長男(4歳)と長女(3歳)を連れて避難してきている緑川敦子さん(37歳)が立ち上がりました。「原発事故は私たちから笑顔を奪い去りました。」「東京電力に何よりも言いたいことは『もとの生活を返して欲しい』ということです。」

「どんなに空がきれいでも、花がきれいに咲いていても、放射性物質があるとすると、心から美しいと感じることができなくなりました。」「事故の後、子どもが公園に咲いていた花を

見て、手で触ろうとしました。とつさに私は『触っちゃダメ』と言って子どものおさえてしまいました。」切実な発言に法廷の中からもすすり泣く声が聞こえました。最後に「美しかった福島を返して下さい。元に戻して下さい。それができないなら原発なんて止めなさい。」と彼女が声を振り絞ったとき、被告代理人席でも多くの弁護士が顔を伏

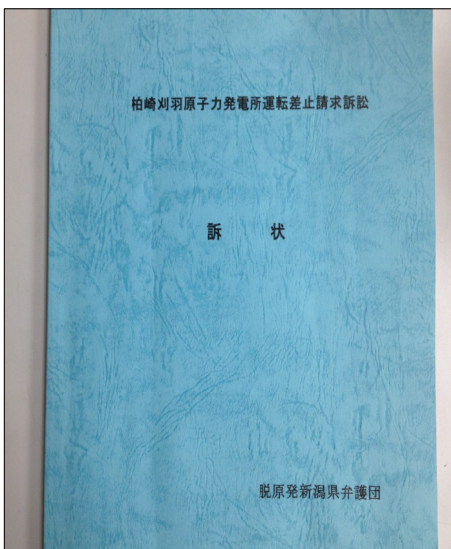


法廷に入ることができなかった人が報告集会で熱心に耳を傾ける

せていました。

弁護士による訴状説明

訴状に関して、弁護団からは「地震・地盤による本件原発の危険性」「原発事故被害の深刻さ、過酷さ」「東電には原発運転の資質も能力も無い」という点に絞って説明。そして、国会事故調の結論をふまえ、福島原発事故について東電が人災であることを認めるかどうか、その一点だけでも口頭で認否せよと迫りました。これに対し、東電代理人は「書面をもって答える」と言うのみで、明確な回答から逃げています。原告団・弁護団・市民の



訴状を1冊500円で頒布しています。残り僅かとなりましたので、購入希望の方はお早めに事務局にご連絡ください

会は、今後も法廷で「福島の声」を届け続けるとともに、柏崎刈羽原発の再稼働を認めない裁判所の結論をめぐり努力を傾注します。継続的な支援をお願いします。

第2回口頭弁論期日

日時 10月15日(月)午後3時～
場所 新潟地裁
内容 原告3名の意見陳述など
*傍聴希望者は1時間前に抽選がありますので、それまでに新潟地裁にお越しください。